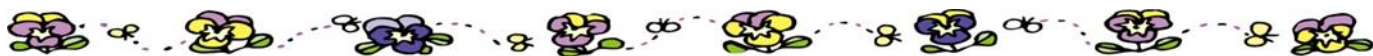


東広島市特定不妊治療費助成のご案内



東広島市では、令和3年4月から、特定不妊治療を受けられたご夫婦に対して、治療費の一部を助成する事業を行っています。

※令和7年4月から先進医療又は審議中の技術を併用することにより、本来保険適用となる特定不妊治療等も含め、全額自費診療となった治療も助成対象となりました。

詳しくは裏面をご覧ください。

助成を受けることができる人

次の要件をすべて満たす人です。

- (1) 助成を受けようとする特定不妊治療の開始から申請日までの間、夫婦のどちらかが東広島市に住所を有していること。
- (2) 市税（市民税等）の滞納がないこと。
- (3) 広島県の特定不妊治療支援事業において不妊治療費の助成が承認されていること。

実施医療機関

広島県特定不妊治療支援事業の助成対象となる医療機関

広島県ホームページでご確認ください。

申請・お問い合わせ先

出産・育児サポートセンター「すくすくサポート」

東広島市役所 こども未来部こども家庭課内
住所：〒739-8601 東広島市西条栄町8番29号
電話：082-420-0407 FAX：082-424-1678



申請期限

広島県の特定不妊治療支援事業承認決定日から起算して1か月以内

申請手続き等

(1) 提出する書類（申請書は市ホームページからダウンロードできます）

- ① 東広島市特定不妊治療費助成申請書（様式第6条関係）
- ② 広島県特定不妊治療支援事業承認決定通知書（写し）
- ③ 広島県特定不妊治療支援事業助成申請に係る証明書（写し）
- ④ 医療機関の領収書（写し）
- ⑤ 配偶者とその続柄（婚姻届けをしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にあるときは、その事実）を証する書類
- ⑥ 住民票その他夫又は妻が治療開始以降引き続き本市の区域内に住所を有することを証する書類
- ⑦ 夫又は妻が市税を滞納していないことを証する書類
- ⑧ 前号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

※例 ⑤～⑦は市の公簿等の記載により確認できる場合は不要です。申請時に確認してください。

- ⑨ 申請者名義の振込先口座を確認できるもの

(2) 申請様式の入手方法

・東広島市役所こども家庭課内 出産・育児サポートセンター

「すくすくサポート」の窓口で配布しています。

市のホームページから様式等ダウンロードできます。



助成対象治療および助成金額

【助成対象治療】

生殖補助医療の保険診療を行う保健医療機関で受けた保険適用となる特定不妊治療（体外受精または顕微授精）および男性不妊治療に併せて行われる先進医療。また、先進医療・審議中の治療を併用するため、本来保険適用となる特定不妊治療等も含め、全額自費診療となった治療。

※保険適用治療のみの場合は、助成対象となりません。

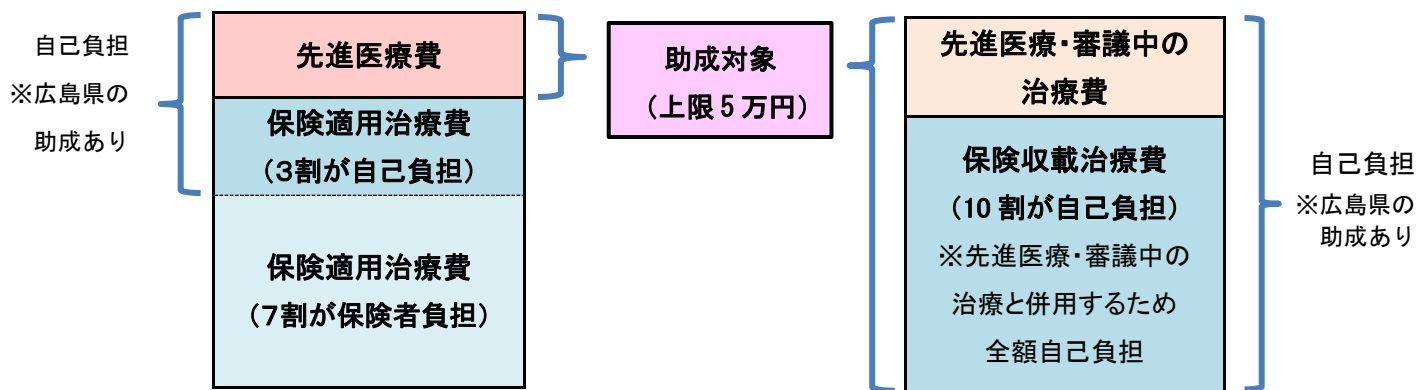
○令和 7 年 4 月 1 日以降の助成申請対象治療

I. 先進医療を併用した場合

⇒先進医療費が助成対象

II. 基本的な治療も含め、全額自費診療となった場合

⇒令和 7 年 4 月 1 日以降治療開始分から助成対象



【助 成 金 額】

助成対象費から、広島県の助成額を除いた額（上限 5 万円）

助成対象費 (先進医療費・全額自費診療)		県 助 成 額 (広島県からの承認決定額)		市 助 成 額 (上限 5 万円)
	—		=	
円		円		円

助 成 回 数

広島県特定不妊治療支援事業における助成回数と、原則同数として数えます。

- ・ 妻の治療開始時の年齢が 39 歳以下の場合は、43 歳になるまでに通算 6 回
- ・ 妻の治療開始時の年齢が 40 歳以上の場合は、43 歳になるまでに通算 3 回

※出産または死産の場合は、回数はリセットされます。

※令和 4 年 4 月 1 日以降に開始した治療から、回数はリセットされます。

申請手続きの流れ

- ① 広島県特定不妊治療支援事業に必要な書類を揃え、広島県の申請窓口に提出します。

※ 広島県ホームページ

申請窓口：広島県西部東保健所保健課（082-422-6911）

コチラの二次元コードでご確認ください。➡



- ② 広島県から助成決定通知が届いたら、通知日から1ヵ月以内に、東広島市特定不妊治療費助成事業に必要な書類をこども家庭課まで提出します。（郵送での提出も可能です）

※必要書類は裏面をご覧ください。

- ③ 書類審査後、結果を郵送で通知します。助成決定の場合は、申請受理日から、2ヵ月程度で指定の口座に助成金を振り込みます。



R7.4.1 改訂